

~~~~~  
ここで示した記載は一例であるため、記載に当たっては、  
立地の実情に沿った内容とされたい。  
~~~~~

工場建設計画書・環境保全計画書 (記入例)

会社名

代表者

印

所在地

電話

1 立地予定地

県営〇〇工業団地〇〇号地

(岡山県〇〇市〇〇△-△-△)

2 事業内容

〇〇及び△△等の研究開発・製造・販売

業 種 〇〇製造業

産業分類 (日本標準産業分類に従うこと)

3 敷地面積 (m²)

〇〇, 〇〇. 〇〇m²

「業種」や「産業分類」は、水質汚濁防止法に係る特定施設等の判断や、廃棄物の種別の判断に必要となります。

4 工場建設の必要性

- (1) 需要の拡大に対応するため、西日本地域への供給拠点となる新工場が必要
- (2) 生産拠点と新製品の研究開発拠点を設置し、さらに物流拠点を併設することにより、顧客ニーズへの迅速な対応と品質管理の向上及びコストの削減を実現することを目的として工場、研究所及び配送センターを建設

5 工場建設計画（表1）

工期別 区分	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	最終（計）
着 工	29年 4月	年 月	年 月	年 月	
操 業 開 始	30年 5月	年 月	年 月	年 月	
投 資 額（百万円）	800 (300)				
建 物 面 積（m ² ）	4,000				
建 物 の 高 さ	16m				
建 物 の 構 造	鉄骨造 一部2階建				
従 業 員 （ 人 ）	25				
生 産 品 目	○○○ △△△				
生 産 額（百万円／年）	600				
生 産 量（／年）	2,000t				
用 水（m ³ ／日）	工業用水：20 (上水：18)				
契 約 電 力（KW）	600				
土地の形質の変更の規模(m ²)	3000				
最 大 掘 削 深 さ（m）	2				
備 考					

上水の利用がある場合は、工業用水とは分けて記載すること
工業用水：○○m³/日
上 水：△△m³/日

交替制勤務形態の場合は、交替の数と、延べ従業員数、平均従業員数等が分かるように記載すること（浄化槽の人槽算定に必要なため）。
例 勤務時間：5時～21時
2交替制
平均従業員数10人
延べ従業員数20人
(5～13時：9人、13～21時：11人)

備 考

1. 投資額の欄には括弧書き外数で用地費を記載すること。
2. 敷地の利用計画を明示した図面を添付すること。
3. 「2 事業内容」の項には、日本標準産業分類の細分類番号もあわせて記載すること。
4. 立地予定地及びその隣接地が都市計画法に基づく用途地域の指定をうけている場合は、「1 立地予定地」の項にその内容を記載すること。
5. 建物面積の欄には、棟毎の建築面積及び高さもあわせて記載すること。
6. 工業用水の使用がなく上水を使用する場合は、（ ）書きでその使用予定量を記載すること。
7. 土地の形質の変更の場所、規模を明示した図面を添付すること。

添付図面は盛土と切土の区別がわかるようにすること。

【工場建設計画に関する必要添付書類】

①周辺状況図（8000分の1の地図程度）

②敷地内見取り図

（必要とされる情報）

- ・敷地境界周辺の状況
- ・事業場内の雨水排水を側溝に流す場合は、側溝の位置
- ・マンホールがある場合はその位置
- ・下水道が無く、浄化槽を設置する場合は、浄化槽の位置とその排水場所（排水先）
- ・敷地内の各施設の位置と大きさ。事務所や工場内のトイレ、手洗い場等の位置
- ・自動車の利用が多い場合（流通業務等）、駐車場や車両出入口、洗車場の位置
- ・緑地の場所と面積、外灯の位置
- ・騒音を防止するための防音壁等を設置する場合は、その位置

③主たる設備一覧表（様式は別紙のとおり）

④工場内見取り図（平面図、立体図）

（必要とされる情報）

- ・工場内の施設（設備）の位置と番号。施設（設備）名と番号は、「②主たる設備一覧表」に対応していること
- ・ばい煙等のダクトや煙突を設置する場合は、その位置
- ・トイレ、手洗い場等の位置

⑤作業工程図

フローチャート式で作成すること

（必要とされる情報）

- ・各工場内での作業内容
- ・各作業で使用される設備の番号（「②主たる設備一覧表」に対応すること）
- ・各作業で使用される燃料の種類・使用量、原料の種類・使用量、工業用水の量
 - ※ 使用される燃料及び原料の種類・使用量は「燃料及び原材料使用計画書」と整合すること
 - ※ 使用される工業用水の合計量は、「5 工場建設計画」の数値と整合すること
- ・各作業で排出される排水量、廃棄物の種類・排出量

⑥燃料及び原材料使用計画書（様式は別紙のとおり）

②主たる設備一覧表（様式）

規格・能力が異なる機種は
別々の欄で記載すること

施設No.	施設名	台数	規格・能力	備考
1	廃液貯蔵タンク	3基	1,200φ×1,500H(mm) 3,000L	常時
2	金属めっきライン	1式	〇〇W×〇〇L×〇〇H(mm) ×〇槽 〇〇t/時間	9:00~17:00
3	ボイラー	2基	伝熱面積 26m ²	9:00~17:00

※「施設」について

- ・いわゆる“公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等）”の発生源となり得る施設については、法・条例の対象である・なしに関わらず、全て記載すること

工場等で設置の多い施設としては、次のようなものが挙げられる。

- ・**ばい煙を発生する施設**：ボイラー、焼却炉、乾燥炉（燃料を使用するもの）など
- ・**揮発性有機化合物を発生する施設**：グラビア印刷機械、プラスチックフィルム印刷機械など
- ・**騒音・振動を発生する施設**：エアコンの室外機、送風機、コンプレッサー、木材の加工機械（かな盤、のこ盤）、金属加工機械（プレス機、切断機）、印刷機など
- ・**粉じんを発生する施設**：土石用のベルトコンベア、破碎機、摩砕機、セメントサイロなど
- ・**有害ガスを発生する施設**：木製品の張合わせ施設・樹脂加工施設、石油製品の反応施設、グラビア印刷機械、印刷製品乾燥施設、金属製品の塗装施設、金属製品の洗浄施設（アルコール等の有機成分を含んだ溶剤を使用するもの）など
- ・**汚水を排出する施設**：浄化槽、スクラバー、作業において排水を排出する施設など

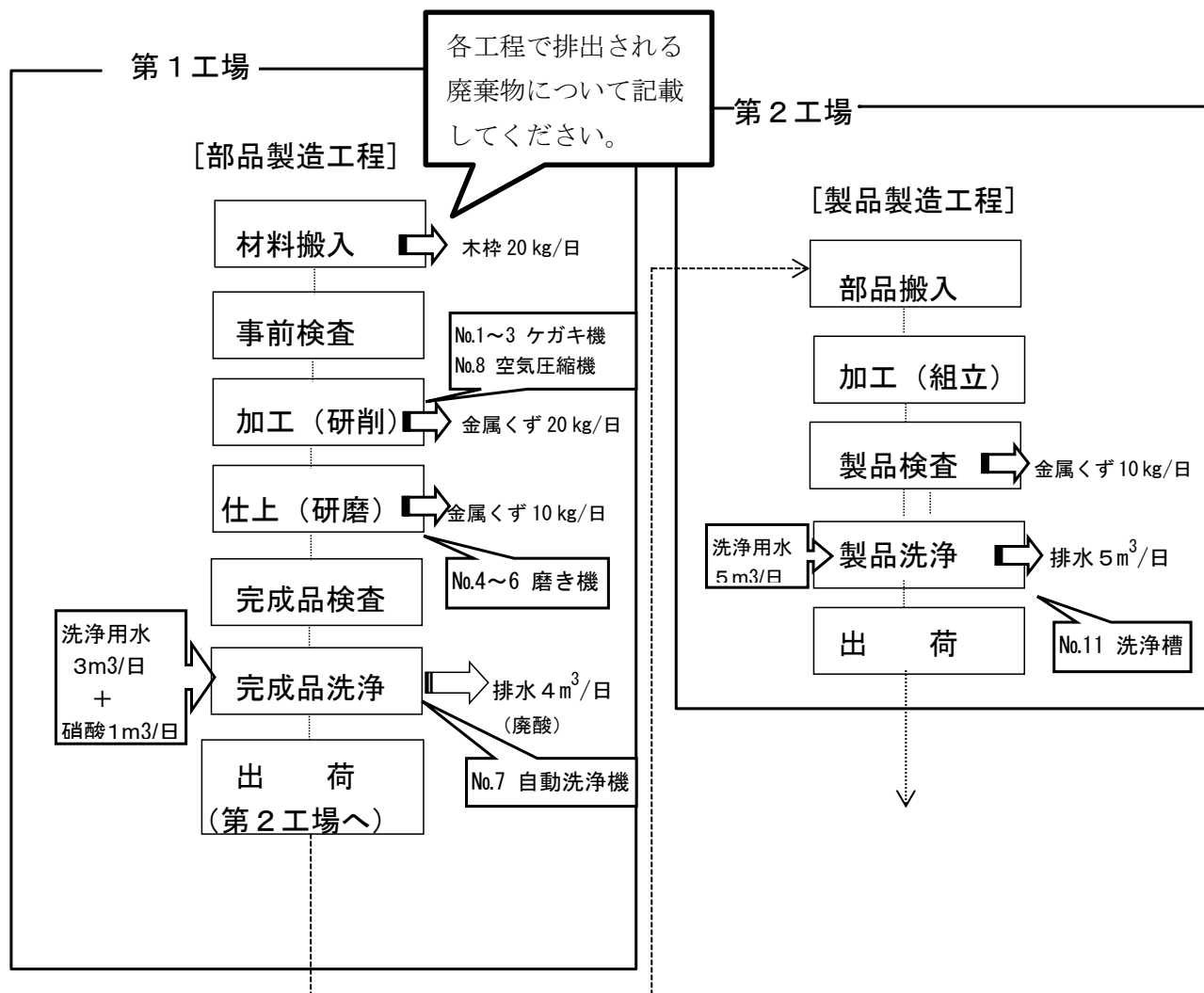
※「規格・能力」について

- ・「能力」とは、
 - “ばい煙発生施設”であれば、燃焼能力（最大バーナー能力、重油換算）又は原料処理能力など
 - “揮発性有機化合物排出施設”であれば、送風・排風能力など
 - “騒音・振動発生施設”であれば、原動機（モーター部等の）定格出力(kW)
 - “粉じん発生施設”であれば、その規模（ベルトコンベアなら幅、破碎機なら原動機の定格出力）
 - “浄化槽”であれば、人槽や大臣認定型式

※「備考」について

- ・各施設の稼働時間等（24時間表記）

④作業工程図例（例：同一敷地内に第1工場、第2工場を設ける場合）



業務用エアコン室外機設置数

第1工場：10基（No.9）

第2工場：6基（No.10）

⑤燃料及び原材料使用計画書（様式）

(1) 燃 料

種 類	使用する設備名	使 用 量	備 考
A重油	ボイラー	〇〇L/時間×〇〇時間=〇〇L/ 日	
	乾燥炉	〇〇L/時間×〇〇時間=〇〇L/ 日	
LPG	外面印刷機	△△kg/月	

※ 「種類」としては、A重油、灯油、LPGなど

※ 「使用する設備名」は、「主たる設備一覧表」や「ばい煙発生施設」の名称と対応すること

(2) 原材料

原 材 料 名	用 途	1日の使用量	1月の使用量	備 考
ポリプロピレン	樹脂製品主材	60t	1500t	
エタノール	薬液原料	400kg	10,000kg	
ダンボールケース	包装資材	1000枚	25000枚	

※ 「原材料名」には、商品名だけでなく物質としての名称が分かるように記載すること（別添資料としてSDS：製品安全性データシート等を添付する）

※ 「用途」は、作業工程図における作業名と対応すること

※ 用いる量が不定（非常時のみ使用する場合等）の場合は、その旨を備考欄に記載すること

6 大 気

①ばい煙

パターン1：ばい煙を発生する施設（燃料を使用する施設）が無い場合

「ばい煙を発生する施設を設置する予定は無い」

パターン2：ばい煙を発生する施設を設置するが、大気汚染防止法（以下、「大防法」）又は岡山県環境への負荷の低減に関する条例（以下、「負荷低減条例」）に規定する対象規模未満の場合

「ばい煙を発生する施設の概要は表2のとおりである。ただし、大防法又は負荷低減条例に規定するばい煙発生施設の設定はない。」

パターン3：大防法又は負荷低減条例に規定するばい煙発生施設を設置する場合

「ばい煙を発生する施設の概要は表2のとおりである。このうち、No.○の「（施設名）」は大防法（又は負荷低減条例）に規定する○○○に該当するため、必要な届出を提出するとともに、同法（又は同条例）に規定されたばい煙の定期自主検査を実施する。」

- ※ 記載パターンはあくまで一例であり、実状に応じて記載すること。
- ※ 大防法の対象となるかどうかの目安は、時間当たりの燃料燃焼能力（最大）が、重油換算で 50L/h である。ガス燃料の場合は体積換算（重油 10L = 16m³）、固形燃料の場合は重量換算（16kg = 重油 10L）する。施設の燃焼能力（バーナー能力等）は、カタログに記載してあることが多い。
- ※ 法対象となるかどうかの規模は、その施設の通常使用方法ではなく、性能（最大能力）で判断する。例えば、小型ボイラー（伝熱面積 10m² 未満のもの）であって、通常時の燃料使用量が 30L/h であっても、カタログ上の燃料燃焼能力（最大）が 50L/h 以上であれば法対象となる。
- ※ 法又は条例の対象となる施設は、その排出状況を定期的に測定する義務が事業者に課せられている。また、その測定結果は3年以上保管し、所管県民局環境課職員による立入検査があった時は、速やかに提出しなければならない。また、硫黄酸化物については排出基準又は総量規制基準の遵守のため、ばい煙排出者が硫黄含有率を把握しておく必要があるため、燃料の成分表の保存等により、その把握に努めること。
- ※ 原則、全ての施設を列挙することとしているが、事務所等で使用する一般家庭用ガスコンロや、家庭用暖房器具（灯油ヒーター等）は除く。
- ※ ばい煙を排出する施設が無い場合は表2の最上段の欄に該当なしと記載すること。

表2 ばい煙発生施設の概要（様式）

名称及び型式		ボイラー		
基数		2		
設置予定年月日		H28.2.28		
規模	伝熱面積 (m ²)	26		
	バーナー燃焼能力 (ℓ/h)	86.1		
	原材料の処理能力 (t/h)			
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)			
	変圧器の定格容量 (KVA)			
燃原 料 使 用	種類	A重油		
	使用量	最大86.1 通常51.7		
	組成成分等 (%)	0.1		
使用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	24時間稼働 30日/月		
	季節変動	なし		
排出ガス量 (Nm ³ /h) 最大, 通常		最大1,297 通常776		
ばい 煙 濃 度	ばいじん (g/Nm ³) 最大, 通常	最大0.05 通常0.03		
	硫酸化物 (ppm) 最大, 通常	最大7.78 通常4.67		
	窒素酸化物 (ppm) 最大, 通常	最大80 通常48		
	塩化水素 (ppm) 最大, 通常	—		
ばい 煙 量	硫酸化物 (Nm ³ /h) 最大, 通常	最大0.0073 通常0.0044		
	窒素酸化物 (Nm ³ /h) 最大, 通常	最大0.075 通常0.045		
ばい 煙 の 処 理 方 法	処理施設の名称及び型式		煙突	
	設置予定年月日		H28.2.28	
	濃ば 度い 理 煙 後 の の	ばいじん (g/Nm ³) 最大, 通常	最大0.05 通常0.03	
		硫酸化物 (ppm) 最大, 通常	最大7.78 通常4.67	
		窒素酸化物 (ppm) 最大, 通常	最大80 通常48	
		塩化水素 (ppm) 最大, 通常	—	
	ばい 煙 量	硫酸化物 (Nm ³ /h) 最大, 通常	最大0.0073 通常0.0044	
		窒素酸化物 (Nm ³ /h) 最大, 通常	最大0.075 通常0.045	
	使用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	24時間稼働 30日	
		季節変動	なし	
	排出口の実高さ及び頂上内径		15m 400φ	
補正された排出口の高さ (He)		15m		
排出速度 (m/s)		4.3		
備考		煙突陣笠：あり		

不明の場合は、
メーカーに問い
合わせて確認す
ること

備考

1. ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令第2条及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則第4条に基づきばい煙発生施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。
2. 補正された排出口の高さ (He) は大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式により算定すること。
3. 施設の種類及び規模の記載にあたっては適宜、カタログ、仕様書等を添付すること。
4. ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に基づく特定施設（排出ガスに係るものに限る。）を設置する場合には、当該施設の種類及び規模を下の余白に記載し、設置しない場合にも、その旨を記載すること。

②揮発性有機化合物（VOC）排出施設

記載パターンは「ばい煙」と同様。ただし、「揮発性有機化合物排出施設」は大防法のみ（負荷低減条例では、後述の「有害ガス発生施設」としているため）なので留意すること。

※ 「揮発性有機化合物」とは、「大気中に放出され、又は飛散したときに気体である有機化合物」であって、「浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント生成の原因とならない8物質を除く」とされている。この除外される8物質とは、メタンと、フロン類7物質(HCFC-22、HCFC-141b など)である。

③粉じん

記載パターンは「ばい煙」と同様。

※ 「ばい煙」と同じように、粉じんが発生する施設全てについて表4に記載する。

※ 大防法の対象施設となるものは、「土石、岩石」等の粉じんが発生するものに限られる。木材加工等で発生する木粉は法対象ではないが、苦情等の原因になりやすいため施設として掲げるとともに、考えられる対策等を「使用及び管理の方法」欄に記載すること。

※ 負荷低減条例の対象施設となるものは、セメントサイロ 及び バッチャープラント の2種で、生コン製造業等で使用されることが多い。

※ 粉じん発生施設については、排出基準等が無い自主測定の義務はない。ただし、粉じんの飛散を防止するための施設の構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守する義務が課せられるため、飛散防止措置（常時散水や覆いの設置など）の内容を「使用及び管理の方法」欄に記載すること。

④有害ガス

記載パターンは「ばい煙」と同様。ただし、「有害ガス発生施設」は負荷低減条例のみなので留意すること

※ 大防法の「揮発性有機化合物排出施設」と似ているが、別物なので注意すること。

※ 工場等によく設置されているものの“対象外”に間違われやすい施設として、「金属製品の洗浄施設」がある。条例では、“洗浄”も“表面処理”の一種と見なしている。よって、金属製品の表面に付着した油分（研磨加工した際の潤滑油等）を洗浄するために揮発性有機成分を含む洗剤（例：NSクリーン）を使用する場合も該当する。

※ ただし、洗浄方法が手洗いの場合の対象とならない（洗浄用機械を使用した場合や、洗浄液を満たした洗浄槽にコンベア等で連続的に送りこんで洗浄する場合は該当する）。

※ 同じく、「金属製品の塗装施設」であっても、ハンドスプレーや刷毛等で手塗りする場合は対象とならない（塗装用ブースを設けていたとしても）。

表3 揮発性有機化合物排出施設の概要（様式）

名称及び型式		オフリン用脱臭ドライヤー		
基数		1		
設置予定年月日		H28年 3月 1日	年 月 日	
規模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	43,800m ³ /h	m ³ /h	
	排風機の排風能力 (m ³ /h)	m ³ /h	m ³ /h	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)	m ²	m ²	
	容量 (kℓ)	kℓ	kℓ	
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～ 24時 16時間/日 回/日 25日/月	時～ 時 時間/日 回/日 日/月	
排出ガス量 (Nm ³ /h)		4,200Nm ³ /h	Nm ³ /h	
使用する主な揮発性有機化合物の種類		トルエン、キシレン		
揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm (炭素換算))		200ppmC	ppmC	
揮発性有機化合物の処理方法	処理施設の種類, 名称及び型式		触媒酸化式脱臭装置	
	設置予定年月日		H28年 3月 1日 年 月 日	
	排出ガス量 (Nm ³ /h)		4,200Nm ³ /h Nm ³ /h	
	揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	5,000ppmC	ppmC
		処理後	200ppmC	ppmC
処理効率 (%)		96.0%	%	
備考				

備考

- 揮発性有機化合物排出施設は、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。
- 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 排出ガス量は、湿りガスであって、最大のを記載すること。
- 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。

表4 粉じん発生施設の概要（様式）

名 称 及 び 型 式	ボード切断機	
基 数	1	
設 置 予 定 年 月 日	28. 3. 28	
規 模	1. 9kw 1基	
処 理 量（年 間，月 間）	100パネル/日×20日 =2000パネル/月	
使 用 及 び 管 理 の 方 法	ボード切断機上に人手で ボードを乗せて切断する。 発生した切粉は集塵機で 吸引する。	粉じんの飛散防止のための 方法を記載する。 例：定時（常時）散水、飛散 防止カバー（覆い）等
そ の 他		

備 考

1. 粉じん発生施設は、大気汚染防止法施行令第3条及び第3条の2並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則第17条に基づく粉じん発生施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。
2. 施設の規模、使用及び管理の方法を記載する場合は、大気汚染防止法施行規則様式3及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則様式1、別紙(4)及び(5)を参考とすること。

表5 有害ガス発生施設の概要（様式）

名称及び型式		ラッピング機		
基数		4台		
設置予定年月日		H28. 2. 20		
規模	製品の製造能力 (t / h)	1.2t/h		
	原材料の処理能力 (t / h, Nm ³ / h)	1.2t/h		
	内容積 (m ³)	0.1m ³		
	ブロー、ポンプの動力 (KW)			
	ブローの排風能力 (Nm ³ / h)	3600Nm ³ /h		
	主要寸法, 構造	L4,000×H1,500×H2,000 (mm)		
	その他			
状況 の	名称	〇〇工業(株)製△△		
	性状 (気体, 液体等)	ペースト状		
	使用割合 (%)	100%		
	使用量 (t / 回, t / 日, Nm ³ / 回, Nm ³ / 日)	0.8t/日		
使用 状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時間、30日		
	季節変動	なし		
排 出 状 況	連続, 不連続	使用時連続		
	時間 / 回, 回 / 日 日 / 月, 日 / 年			
	排出ガス量 (Nm ³ / h)	3,600Nm ³ /h		
排 出 状 況	有害ガスなどの名称	スチレン		
	排出濃度 (ppm, mg / Nm ³)	2,184ppm		
	排出量 (Nm ³ / h, mg / h)	300mg/h		
有 害 ガ ス の 処 理 の 方 法	処理施設の名称及び型式	有機溶剤回収装置		
	設置予定年月日	H28. 2. 20		
	処理後の 有害ガス の濃度	有害ガスなどの名称	スチレン	
		排出濃度 (ppm, mg / Nm ³)	敷地境界で1ppm以下	
		排出量 (Nm ³ / h, mg / h)	10mg/h	
	排出口の高さ (m) × 排出口の内径 (m)	10m × 0.4φ		
	備考			

備考

1. 有害ガス発生施設は、岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則第20条に基づく有害ガスに係る特定施設を参照し記載すること。
2. 有害ガスの発生（放出）にいたるまでの一連のプロセスフローシートを添付すること。

7 騒音・振動

パターン1：工場内には騒音・振動の発生源となる施設の設置が無く、事務所に家庭用エアコンを設置する程度の場合

「騒音・振動を発生する施設は、事務所に設置するエアコン（家庭用）の室外機のみであり、その騒音レベルは別添カタログのとおりである。設置による騒音の影響は僅かであり、環境保全目標値を満足するものとする。」

パターン2：工場内に騒音・振動の発生源となる施設を複数設置するが、騒音規制法・振動規制法の対象ではない施設の場合

「騒音・振動を発生する施設の概要は表6のとおりである。ただし、騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設に該当するものはない。工場内における施設の配置は別添図面No.○のとおりであり、各施設から発生する騒音による合成騒音の敷地境界における値は表○のとおりである。また、騒音（振動）防止措置を講じた場合の敷地境界における合成騒音値は表△のとおりであり、環境保全目標値を満足する。」

パターン3：工場内に騒音・振動規制法の対象となる施設の設置がある場合

「騒音・振動を発生する施設の概要は表6のとおりである。このうち、No.○の○○○は騒音規制法の、No.△の△△△は振動規制法に規定する特定施設に該当するため、地元市町村に必要な届出を提出する。

工場内における施設の配置は別添図面No.□のとおりであり、各施設から発生する騒音による合成騒音の敷地境界における値は表□のとおりである。また、騒音（振動）防止措置を講じた場合の敷地境界における合成騒音値は表◇のとおりであり、環境保全目標値を満足する。

なお、施設設置後であって施設の稼働が定常状態になった際、敷地境界における騒音（振動）を測定し、環境保全目標値を満足していることを確認する。」

パターン4：流通業務等により多数の業務用自動車の出入があり、交通騒音が発生するおそれがある場合

「業務により発生する交通量は表○のとおりである。これにより当該団地全体の発生交通量は表△のとおりとなるが、環境影響評価時の想定台数内であり、増加する交通騒音も予測範囲内となり、環境保全目標を満足するものとする。」

ただし、業務の調整により出入する時間帯を分散させるなど、極力交通騒音の抑制に努めることとする。また、事業所内に「空ぶかし禁止」や「アイドリング・ストップ」の掲示をするなど、停車時の騒音抑制にも努める。」

- ※ 騒音・振動規制法に規定する特定施設の届出先は、市町村なので注意する。
- ※ 騒音・振動規制法に規定する特定施設に該当するか否かについては、カタログ等を用意した上で地元市町村担当課（届出先）と事前によく協議しておくこと。
- ※ 県営団地における騒音・振動の規制値は、各規制法における規制基準や環境基準ではなく、環境影響評価時の環境保全目標値が優先される（同じ値を使用していることもあるが、一般的には環境影響評価の方が一段厳しい値を設定している）。事業者と地元市町村との環境保全協定（紳士協定）においてもこの環境影響評価による目標値を使用することが多いが、協定値の方が低い場合は、その値を目標値とする。
- ※ 近隣に民家がある場合は、図面内に最も近い民家までの距離と、当該民家における騒音の予測値及び環境影響評価時の環境保全目標値と比較すること。
- ※ 騒音・振動においては、「ばい煙」と違い、家庭用エアコンの室外機等についても記載する（室外機による騒音は苦情の原因となりやすいため）。
- ※ 騒音規制法の対象となるのは、エアコン（空調機器）や冷凍機の本体ではなく、その室外機等に組み込まれている空気圧縮機・送風機の部分である。よく見落とされるため、注意が必要である。これらは、ドラフトチャンパー、局所吸・排気、集じん機、バグフィルターなど、様々な機器に組み込まれているので注意すること。
- ※ 建屋配置等により合成騒音の計算が困難な場合は、各施設単独からの騒音から敷地境界における値を記載した上で、「全施設設置後、速やかに敷地境界における騒音（振動）を測定し、環境保全目標値を遵守していることを確認する。もし環境保全目標値を超過していた場合は、各施設に防音（防振）措置を追加した上で再度測定し、環境保全目標値の遵守に努める」などの記述となる（各規制法による規制基準や環境基準を遵守していることが前提）。
- ※ 業務用車両による交通騒音等については、その予測や把握が困難な場合が多い。もし、環境影響評価時の想定台数を超過して交通騒音の保全目標値が遵守できていなかったり、近隣民家等から苦情が発生しているような場合は、当該団地管理者は速やかに現状を把握するとともに、各立地企業と協議のうえ、環境保全目標値を満足するよう、又は苦情が発生しないレベルまで騒音を下げようように努めなければならない。
- ※ よく、「環境基準を遵守する・環境基準以下である」という記述が見受けられるが、環境基準以下であることは当然である。団地等はその計画時（環境影響評価時）において、「現在（団地建設前）の状況（水質や騒音等）はこのレベルである。団地を建設し、工場等が立地した後であっても、このレベルに抑えるようにする（現状とあまり変わらないようにする or 多少環境が悪化するかもしれないが、最低限に抑える）。だから建設することに理解を示してください」といった説明をしているはずである。

もし、その地域周辺が環境基準と比較しても遙かに静閑な場所だった場合、例え立地企業が環境基準を遵守していても、その住民にとっては「以前より非常に騒々しくなった」と感じられるはずである。つまり、あくまでも「立地前と比較して（環境影響評価時の環境保全目標値と比較して）」の話をしないと、苦情の元になるということに留意しなくてはならない。

※ アイドリング・ストップについて、負荷低減条例の中では「駐車のための施設を設置し、又は管理する者(駐車場管理者等)は、当該施設を利用する者に対し、看板、放送、書面等により、自動車を駐車する場合において、当該自動車の原動機を停止すべきことを周知させるよう努めなければならない。」とある。

※ 騒音・振動の環境保全目標値(規制基準等)は、朝・夕、昼間、夜間で違うので留意すること。

【騒音・振動に関する必要添付書類】

- ①事業所内の各施設配置が分かる図面
- ②事業所敷地境界における合成騒音、振動が分かる図面(①と兼用でも可)
- ③合成騒音値の計算方法を示した書類
- ④最も近い民家までの距離と、予測騒音を示した図面(環境影響評価時に予測・評価している場合)
- ⑤別添資料として、各施設(機械)のカタログ等(仕様と騒音等が分かるもの)

表6 騒音・振動発生施設の概要（様式）

特定施設の種類	型式・公称能力・基数	使用開始時刻（時，分）	使用終了時刻（時，分）	騒音振動防止の方法
空気圧縮機	スクリー式 6.3m ³ /min×2台 75kW	7:30	22:00	① 防振パッドで固定 ② 騒音遮断カバーをして騒音遮断室に設置
		騒音・振動の防止方法を簡単に記載する（詳細図面等は資料中に別添とする） 例：低騒音型、防振パッド設置、防音カバー設置など		
	公称能力には、原動機の定格出力も記載すること。			
		24時間表記にすること		

備考

- 騒音発生施設は、騒音規制法施行令第1条に基づく特定施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。その他騒音の発生が著しい施設について記載すること。
- 騒音防止の方法については、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等、騒音の防止のため講じようとする措置の概要を図面及び図表等により明らかにすること。
また、防止措置の効果を検証できるように、近接住宅等の配置に留意し選定した主要敷地境界線上（複数）における騒音予測を行い、その結果を措置前後で比較できるように記載すること。
- 振動発生施設は、振動規制法施行令第1条に基づく特定施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。その他振動の発生が著しい施設について記載すること。
- 振動防止の方法については、吊基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等）、空気ばねの設置等振動の防止のため講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、図表を利用すること。

8 水 質

パターン1：工場内に汚水を排出する施設が無く（工業用水の使用が無い）、事務所等からの生活雑排水だけであって、下水道に接続する計画の場合

「汚水を排出する施設の設置は無い。また、事務所のトイレ、手洗い等から発生する生活雑排水については、地元市町村と協議の上、公共下水道に接続し排出する。」

パターン2：工場内に汚水を排出する施設が無く（工業用水の使用が無い）、事務所等からの生活雑排水だけであって、浄化槽を設置する計画の場合

「汚水を排出する施設の概要は表7のとおりであり、これは、トイレ等から発生する生活雑排水を処理するための浄化槽である。工場内には他に汚水を排出する施設の設置はない。浄化槽の設置に当たっては、必要な届出を提出するとともに、適正に管理する。」

パターン3：工場内に汚水を排出する施設があり、且つ、トイレ等生活雑排水を排出する場合であって、両排水とも下水道に接続し排出する^{※1}計画の場合（雨水は公共用水域に排出する。）

「汚水を排出する施設の概要は表7のとおりである。このうち、No.○の○○○は、水質汚濁防止法（負荷低減条例）に規定する特定施設に該当するため、必要な届出を提出するとともに、法（条例）に規定された水質測定を行う。

なお、工場からの排水は、地元市町村と協議の上、公共下水道に接続し排出する。

また、事務所トイレ等の生活雑排水も同じく公共下水道に接続し排出する。」

※ 生活雑排水以外の排水であっても、公共下水道に排出することができる場合がある。これは、市町村条例により例外規程（受け入れ基準）が設けられており、排水の汚濁の程度が受け入れ基準を満足している場合に限られる。ただし、事前に市町村の同意を得る必要がある。

パターン4：工場内に汚水を排出する施設とその汚水を処理する施設があり、一定の基準（排水基準）を満足するよう汚水を処理した後、公共用水域（河川等）に放流する場合

「汚水を排出する施設の概要は表7のとおりである。このうち、No.○の○○○は、水質汚濁防止法（負荷低減条例）に規定する特定施設に該当するため、必要な届出を提出するとともに、法（条例）に規定された水質測定を行う。

なお、当該施設からの排水は、表8に示す汚水処理施設で処理した後、河川に放流する。」

- ※ 設置する施設が水質汚濁防止法（以下、「水濁法」）又は負荷低減条例に規定する特定施設に該当するかどうかは、業種にも拠るため、関係課に相談し判断すること。
- ※ 事業の規模（事業所全体からの排水量）によっては、水濁法ではなく瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸法」）の適用となる場合もあるので注意すること（最大排水量 50m³/日以上が対象。瀬戸法の対象の場合は、届出ではなく許認可制となる上、瀬戸法に定める環境影響評価手続が必要となる。）。
- ※ 事業場内の雨水排水も計画図面に示すこと。水濁法の特定施設を有する特定事業場となった場合、雨水排水についても事業場からの排水（届出の対象）として扱われる。
- ※ 浄化槽は污水处理施設と間違われやすいが、污水排出施設として表7に記載する。
- ※ 排水基準について、地元市町村との環境保全協定等により法や条例よりも厳しい排水基準が設けられている場合は、その基準を遵守する。
- ※ 環境影響評価では、団地全体からの排水についての予測・評価を行っており、個別の立地企業については、「法又は条例の遵守について指導する」としていることが多い（一旦調整池等に集水した後、公共用水域に放流するような形。この調整池での水質や、放流先河川の放流点直下や上流・下流ポイントで測定調査を行い、異常がないことを確認する）。従って、団地全体からの排水については、団地管理者が環境影響評価時に定めた環境管理（事後調査）方法により調査を行い、環境保全目標値を遵守しているかどうか確認することになる。もし環境保全目標値を超過している場合は、団地管理者がその原因を究明した上で、改善策を講じる必要がある。

【水質に関する必要添付書類】

- ①用水及び排水の系統図
- ②排水経路図（事業場内吸水管・排水管の配管、放流先、側溝やマンホール等の位置が分かるもの）
- ③廃酸、廃アルカリ等を貯蔵するタンク等がある場合は、その位置、大きさと流出対策が分かるもの

表7 汚水排出施設等の概要（様式）

(1) 汚水排出施設の概要

汚水排出施設の名称、型式		名称：A-1 型式：浸漬式 (〇〇社製△△)				
基数		1				
設置予定年月日		H28.3.2				
規模	構造	鉄製、内部塩化ビニルライニング				
	主要寸法	1m×1m×1.5m×4槽				
	能力	ねじ3,000個/日				
使用状況	1日の使用時間、 1月の使用日数等	4時間 20日				
	季節変動	なし				
汚水の量 及び 水質 通常 (最大)	汚水の量 (m ³ /日)	最大15 通常10				
	水質	pH	2.4~4.0			
		BOD (mg/l)	最大20 通常15			
		COD (mg/l)	最大40 通常30			
		SS (mg/l)	最大100 通常70			
		油分 (mg/l)	最大10 通常5			
		全窒素 (mg/l)	最大20 通常10			
		全りん(mg/l)	最大10 通常5			
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	最大50 通常30					
汚水排出施設を含む作業工程において使用する原材料	種類	エッチング溶液 (フッ酸)				
	使用方法	20%水溶液として 部品洗浄に用いる				
	1日当たりの使用量	〇〇m ³ /日				

その他排出されると考えられる物質があれば追加すること。

(2) 有害物質の使用（製造）状況

(物質名、使用量、使用方法等を記載)

物質名：フッ酸 (〇〇%) 使用量：〇〇m³/日

使用方法：部品洗浄用液として使用する。使用にあたっては水で希釈し、〇〇%として使用する。

(3) 汚水処理施設の概要

汚水処理施設の名称、型式		C社製〇〇式△型			
基数		1			
設置予定年月日		H28.3.3			
規模	構造	鋼板製 (一部コンクリート製)			
	主要寸法	添付資料〇のとおり			
	処理方式及び能力	最大40m ³ /日			
使用状況	1日の使用時間	24時間		水量、水質は最大値を記入すること。	
	1月の使用日数等	30日			
	季節変動	なし			
汚水の量及び水質 最大	汚水の量 (m ³ /日)		処理前 40	処理後 40	その他、事業内容から排出が考えられる項目があれば追加すること。
	pH	処理前	2.4~8.0		
		処理後	5.8~8.6		
	BOD (mg/l)	処理前	65		
		処理後	10		
	COD (mg/l)	処理前	250		
		処理後	15		
	S S (mg/l)	処理前	70		
		処理後	10		
	油分 (mg/l)	処理前	38		
処理後		5			
全窒素 (mg/l)	処理前	13			
	処理後	4			
全りん (mg/l)	処理前	6			
	処理後	1			
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	処理前	15			
	処理後	3			
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法					

その他、事業内容から排出が考えられる項目があれば追加すること。

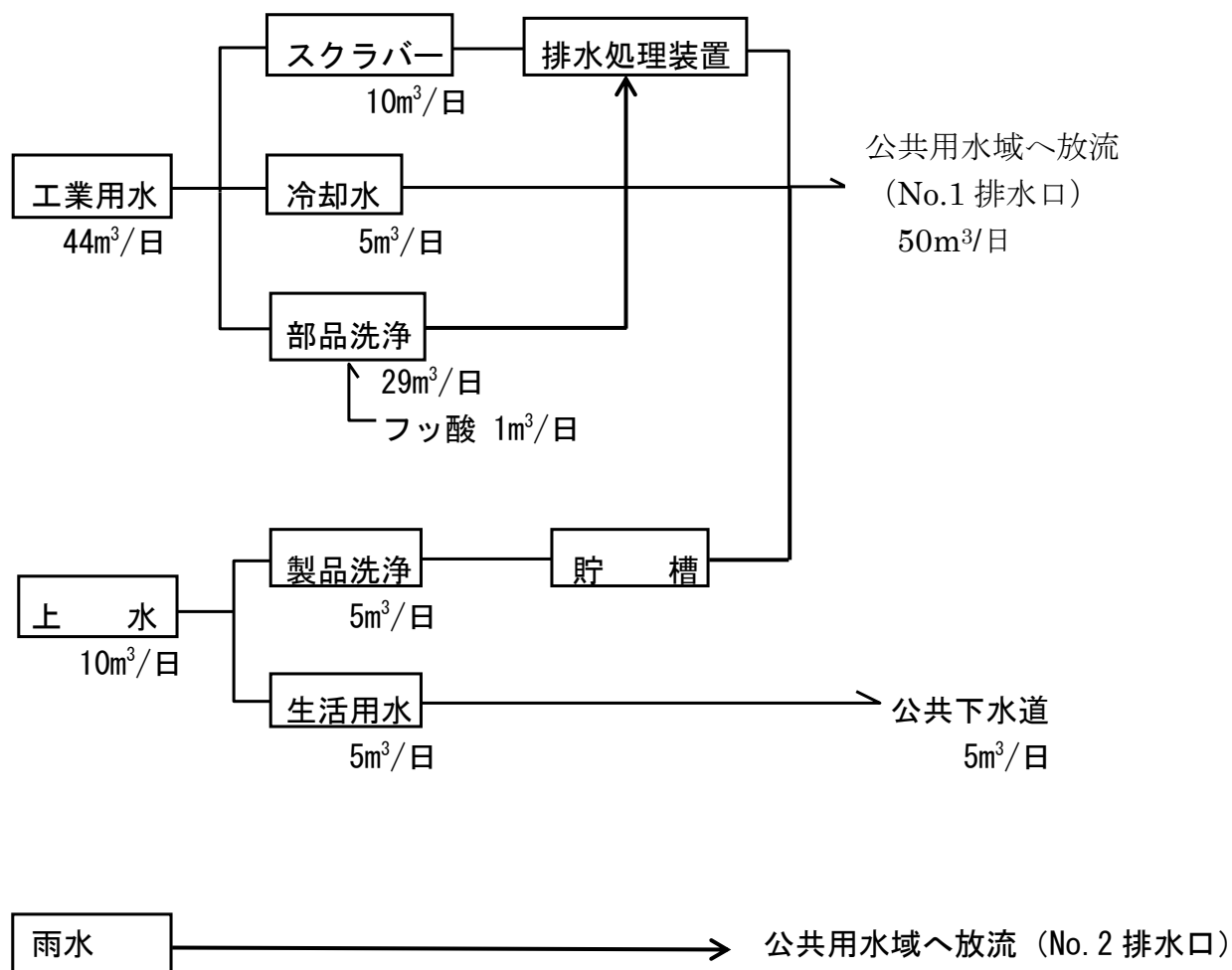
(4) 排出水の汚染状態及び量

排水口	排出量 (m ³ /日)		pH	B O D (mg/l)		C O D (mg/l)		S S (mg/l)		油 分 (mg/l)		全 窒 素 (mg/l)		全 り ん (mg/l)		ふっ素及び その化合物 (mg/l)	
	通常	最大		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大
No.1	40	50	5.8 ~ 8.6	7	9	8	13	4	9	1	4	2	3	0.3	1	1	3
No.2	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備 考

1. 汚水施設は水質汚濁防止法施行令第1条及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則第32条に基づく特定施設を参照し、規模の大小にかかわらず記載すること。
2. 汚水処理施設は、汚水排出施設等から排出される汚水を処理する施設をいう。
3. 排出水の汚染状態及び量は、排出口における排出水の汚染状態及び量を記載することとし、排水口ごとに記載すること。
4. 汚水等の処理の系統を別途図面等で記載すること。
5. 施設の種類及び規模の記載に当たっては、適宜、カタログ仕様書等を添付すること。
6. ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に基づく特定施設（汚水等に係るものに限る。）を設置する場合には、当該特定施設の種類及び規模を下の余白に記載し、設置しない場合にもその旨を記載すること。
7. 汚水排出施設、汚水処理施設、排水口の配置が記載された排水経路図を添付すること。

①用水及び排水の系統図（例）



9 廃棄物

パターン1：産業廃棄物が発生しない場合

「当事業所から発生する廃棄物の種類、発生量及び処理方法は表8のとおりである。なお、生産工程の見直し等により、発生段階での廃棄物発生量の削減を随時検討し、発生した廃棄物は積極的に再生利用するよう努め、埋立処分量の削減を図る。」

パターン2：産業廃棄物が発生する場合

「当事業所から発生する廃棄物の種類、発生量及び処理方法は表8のとおりである。なお、生産工程の見直し等により、発生段階での廃棄物発生量の削減を随時検討し、発生した廃棄物は積極的に再生利用するよう努め、埋立処分量の削減を図る。

また、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、産業廃棄物の処理委託に当たっては、マニフェストを適切に運用し最終処分が行われるまで責任を持って確認する。なお、今後電子マニフェストの導入を検討する。」

※ 廃棄物の「処理」とは、廃棄物を「収集・運搬」、「処分」又は「保管」することの総称である。

※ 古紙、くず鉄、空きビン類、古繊維は、「専ら再生利用の目的となる廃棄物（通称：専ら物）」とされており、例外的に許可を受けずに処理を行うことができる。ただし、専ら物は廃棄物であることに変わりはなく、再生利用されない場合は通常の廃棄物と同様に許可業者に処理委託する必要があるので注意すること。なお、産業廃棄物に該当する場合、処理委託に当たってはマニフェストの交付は不要である（委託契約書の締結は必要）。

※ 産業廃棄物の収集・運搬業又は処分業は、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに許可を受けているため、発生する産業廃棄物の種類及び処理委託先の許可内容を十分確認すること。事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分等の判断については、市町村や県民局へ相談すること。

※ 電子マニフェストは、遵法性が高く、事務処理が効率的に行える（紙マニフェストへの記入不要、保存不要、都道府県への報告不要）などメリットが大きいので、積極的に導入を検討すること。

※ 専ら物以外の廃棄物を再生利用する場合、再生利用の方法（処理方法、売却先など）を明記すること。

【廃棄物に関する必要添付書類】

①処分委託先業者の廃棄物処分業許可証の写し

表 8 廃棄物対策の概要

(1) 対策の概要

種 類	発生源	発生量 (t/月)	自社処理	委 託 処 理			備 考
			処理方法	収集運搬 委託先	処分委託先	処分方法	
(産業廃棄物)							
廃プラスチック類	ABS樹脂製造工程	17	焼却	—	—	—	燃え殻は委託処理（事項）
燃え殻	焼却施設	1.7	—	〇〇運輸（株）	〇〇興産（株）	埋立処分	許可証：p24
廃プラスチック類	ABS樹脂製造工程	25	—	〇〇運輸（株）	〇〇興産（株）	埋立処分	許可証：p24
廃油	ABS樹脂製造工程	4.2	—	〇〇運輸（株）	〇〇組（株）	焼却処分	許可証：p25
汚泥	ABS樹脂製造工程	1,613	脱水	—	—	—	脱水汚泥は委託処理（次項）
汚泥	脱水施設	208	—	〇〇運輸（株）	〇〇興産（株）	埋立処分	許可証：p24
特管廃酸	試験室	4.2	—	〇〇運輸（株）	〇〇組（株）	焼却処分	許可証：p25
(一般廃棄物)							
廃プラスチック類	事務所	0.1	—	〇〇清掃（株）	〇〇圏域〇〇衛生施設組合	焼却処分	委託処理について協議し、了解受け済み
紙くず	事務所	0.3	—	〇〇清掃（株）	〇〇紙業（株）	再資源化	許可証：p26
汚泥	浄化槽	1	—	〇〇清掃（株）	〇〇圏域〇〇衛生施設組合	し尿処理	委託処理について協議し、了解受け済み

【関係機関との協議状況】

イ 一般廃棄物の処理について

パターン1：紙くず（コピー用紙、段ボール類）及び廃プラスチック類（弁当ガラ、ビニール袋など）は、一般廃棄物として処理する旨、〇〇町〇〇課と協議し、同課了承済み

パターン2：紙くず（コピー用紙、段ボール類）及び廃プラスチック類（弁当ガラ、ビニール袋など）は、一般廃棄物として処理する旨、〇〇町〇〇課と近日中に協議予定

ロ 浄化槽の設置について

パターン1：〇〇県民局環境課と協議し、同課指導の下設置届提出済み

パターン2：〇〇県民局環境課と近日中に協議予定

パターン3：下水道接続のため、浄化槽の設置なし

ハ 産業廃棄物の処理について

パターン1：発生する産業廃棄物の種類、処理方法、処理委託先について、〇〇県民局環境課と協議し、同課了承済み

パターン2：発生する産業廃棄物の種類、処理方法、処理委託先について、〇〇県民局環境課と近日中に協議予定

※ 先頁で、「産業廃棄物の種類（項目）ごとに適正に委託すること」を述べたが、これは、廃棄物処理法により、“排出者責任”が規定されているためである。産業廃棄物の処理を委託する場合、事業者は、産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない（注意義務）とされている。

例えば、産廃の処理を委託した処理業者が不適正処理を行った場合、その金銭的・社会的債務は委託元である事業者にも適用される（具体的には不法投棄された廃棄物の撤去費用や現状回復のための費用とか）。「当社は産廃の処理は全て委託しており、委託先がどういった処理をしようが関係ない（承知していない）」といった主張は認められない。

(2) 産業廃棄物の発生・処理状況（予定）

(単位：t/年)

項 目		量
発 生 量	A	20,000
資 源 化 量	B	50
	有償物量 C	50
	再生利用量 D	0
減量化量	E	17,128.5
最終処分量	F	2,821.5

備 考

1. $A = B + E + F$ 、 $B = C + D$

2. 用語の定義

A：発生量 事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量

B：資源化量 Cの有償物量とDの再生利用量の合計

C：有償物量 Aの発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量

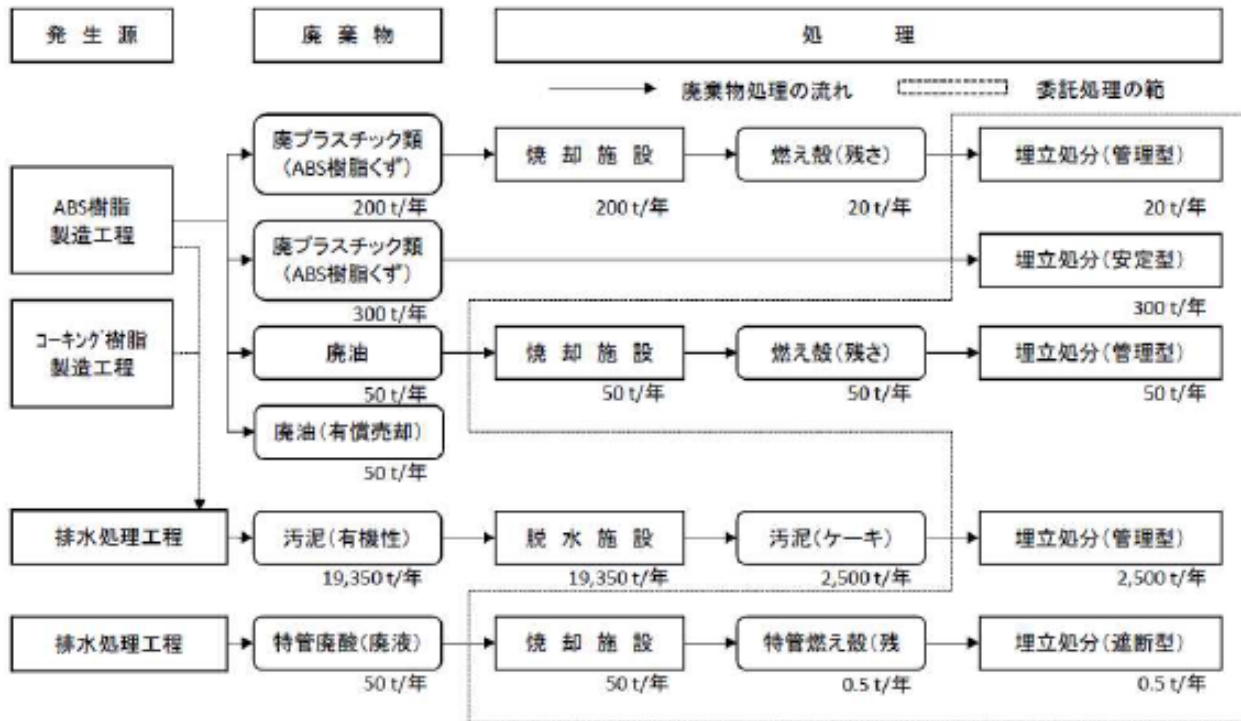
D：再生利用量 排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量

E：減量化量 排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

F：最終処分量 排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計

※ 産業廃棄物についてのみ記載すること

(3) 産業廃棄物処理フローシート（例）



※産業廃棄物についてのみ記載すること（一般廃棄物の処分は主に市町村となるため）

(4) 産業廃棄物処理施設（自社施設）（例）

（中間処理施設）

施設の種類	対象産業廃棄物	処理方法	処理能力(t/日)	設置予定年月日	設置場所	保守点検状況
焼却炉	廃プラスチック	固定床	2t/日	H22.4.1	工場内	① 定期的に実施（年 4回） 2 不定期だが実施 3 実施しない
脱水施設	汚泥	真空脱水	60t/日	H22.4.1	工場内	① 定期的に実施（年 4回） 2 不定期だが実施 3 実施しない

※ 自社処理する場合のみ記載すること。自社処理しない場合は添付不要

10 悪臭対策

パターン1：悪臭を発生する施設や、悪臭の発生源となる物質の使用や作業工程が無い場合

「当工場において、悪臭を発生する施設の設置や悪臭の発生源となる物質の使用はない。」

パターン2：特定悪臭物質濃度規制に係る規制地域^{※1}であって、事業活動に伴い悪臭防止法に規定する特定悪臭物質が発生する場合

「当工場では、工場Aの塗装作業工程において〇〇を使用するため、特定悪臭物質を発生する。悪臭物質は気体排気口から排出されるため、悪臭防止法に定める第1号規制及び第2号規制の基準を遵守するとともに、地元市町村と締結した環境保全協定に従い定期的に悪臭物質の濃度測定を行い、同協定に規定されている目標値を遵守する。」

パターン3：臭気指数規制に係る規制地域^{※1}であって、事業活動に伴い臭気を発生するおそれがある場合

「当工場では、工場Aから臭気が発生するおそれがある。施設の設置及び使用に当たっては、極力原因物質の除去や外部への漏出防止に努める。また、施設設置後速やかに敷地境界上及び排水口において臭気指数を測定し、悪臭防止法に定められた規制基準を遵守していることを確認するとともに、地元市町村と締結した環境保全協定に規定されている目標値を遵守する。」

※ 1 悪臭防止法に基づく規制は、地域により“特定悪臭物質濃度規制”に係る区域と、“臭気指数規制”に係る区域に大別される。

“特定悪臭物質濃度規制”では、敷地境界上（第1号規制）22物質、気体排出口（第2号規制）13物質、排水水（第3号規制）4物質についてそれぞれ規制基準が定められている。

“臭気指数規制”では、特定物質に限らない、あらゆる物質の「においの総体」を規制している。規制の種類は、特定悪臭物質濃度規制と同じく第1号～第3号規制がある。

パターン4：特定悪臭物質濃度規制に規定する物質ではないが、臭気を発生するおそれがある場合

「当工場では、特定悪臭物質濃度規制に規定する悪臭物質の使用は無いが、〇〇作業工程における△△の使用により、臭気が発生するおそれがあるため、当該作業工程場所に設置する吸・排気装置に活性炭フィルターを設置するなど、極力臭気の漏出防止に努める。」

1 1 緑化

パターン1：工場立地法や環境影響評価又は地元市町村との公害防止協定等に定める緑化率を確保するために、事業場内に緑化スペースを設ける場合

「当事業場の緑化予定図は別紙のとおりである。工場立地法に従い、敷地面積の〇〇%に当たる〇〇.〇㎡の緑地を確保する。緑化に当たっては、郷土樹種である△△を約△△本、□□を約□□本植樹する。」

パターン2：団地管理者により団地内に設けられた緑地により、立地企業分の緑地が確保されており、事業者自身による緑地の確保は行わない場合

「当工場の立地する団地は、団地管理者により既に必要なだけの緑地が確保されているため（全敷地面積〇〇㎡、緑地率△△%（=△△.△㎡））、当工場による緑化は行わない。」

※ 緑化に当たっては、近年、国内植物種の交雑が問題となっているため、地元樹種を用いること。

※ 団地の外周辺部であり、民家等に接した面に工場を設置する場合、緩衝帯として一定以上の幅を持った緑地を設けるよう定められていることがあるので注意すること。

1 2 光害（屋外照明等）

パターン1：特に屋外照明（外灯や看板照明）の設置が無い場合

「当工場立地計画において、外灯等の設置の予定はない。」

パターン2：駐車場や事業場入口用の外灯や、通用口の照明、事業場看板用照明等を設置する場合

「工場建設計画における屋外照明等の設備の位置は、別図のとおりである。基数や照明の種類（光源の種類）は表〇のとおりである。外灯については、上方漏れ光を極力抑えた構造とし、光害を抑制する。また、光源としてナトリウム灯などの環境に優しく低誘虫性の光源を使用するよう検討する。」

※ 近年、屋外照明による「光害」が問題となっている。これは、照明の形状上、不必要な方向に光が漏れることにより、植物の成長や人々の生活（民家を照らすことによる不眠等）、昆虫類の誘引の問題を引き起こすものである。

また、特殊な例として、天文台の観測を妨げることもある。このため、環境省により「光害対策ガイドライン」が作成されており、望ましい照明のあり方等が解説されている。

※ 「岡山県快適な環境の確保に関する条例」の中でも次のように定められている。

(屋外照明)

第20条 屋外照明のための設備(以下この条及び次条において「屋外照明設備」という。)の設置者は、屋外照明設備の設置又は更新に際しては、光害に関する法令の規定を遵守するほか、原則として、光源の上方に光が漏れることによって光害を生ずることのないよう努めなければならない。

2 屋外照明設備の設置者は、防犯その他の生活上の安全性の確保を図りつつ、当該屋外照明設備からの照明を必要最小限にとどめることによって光害の防止に努めなければならない。

(投光器の使用の禁止)

第22条 何人も、屋外において、サーチライト、レーザー等の投光器を、特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

13 景観

パターン1：工場建屋等の大きさが、高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもので、岡山県景観条例（景観行政団体にあつては各市町村の景観条例）の届出対象となる場合

「当立地計画における建屋の大きさは別図のとおりである。建設に当たっては、事前に地元市町村の景観担当課や県民局環境課に協議し、県景観条例（景観行政団体にあつては各市町村の景観条例）に基づく届出を提出する。」

※ 建築物以外にも、煙突、アンテナ、柱等（高さ13m以上又は築造面積1,000㎡超）や、広告板、広告塔（屋外広告物条例では10㎡）、塀、柵（高さ3m超）などは届出の対象となるので注意すること。

※ 景観行政団体・・・岡山市、倉敷市、高梁市、瀬戸内市、真庭市、早島町、新庄村（H27.8.17時点）

14 その他

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく、土地の形質の変更の届出の必要の有無について記載すること。

地球環境保全対策（温暖化対策）について講じる予定の対策等があれば記載すること。

自然環境保護対策について講じる予定の対策等があれば記載すること。

※ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成13年岡山県条例第76号）第102条の規定により、事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者（＝特定事業者）は、別途、温室効果ガスの排出を削減するための計画を計画期間毎に作成し、知事に提出することが義務づけられている。

その他・添付書類

①大気関係施設図面及びカタログ等	P. 1~P. ○
②騒音・振動発生施設カタログ等	P. △~P. □
③合成騒音予測計算方法	P. ◇~P. ☆
④合成振動予測計算方法	P. ◎~P. ▲
⑤汚水発生施設図面及びカタログ等	P. ▽~P. ■
⑥汚水処理施設仕様書等	P. ◆~P. ★
⑦産業廃棄物処理施設（自社）仕様書	P. ●~P. ▼
⑧屋外照明カタログ等	P. △~P. @
⑨使用する薬品等の SDS	P. \$~P. #
⑩産業廃棄物処分委託先の産業廃棄物処理業許可証の写し	P. ¥~P. ?

※ カタログ等で複数の機種が掲載されている場合は、どの機種を導入するのか分かるようにすること。

※ 施設図面は、その大きさが分かるよう数値等が記入されていること。

※ 上記以外の書類も必要に応じて添付すること。